

**障害福祉サービス共通評価基準（放課後等デイサービス、児童発達支援、保育
所等訪問支援を除く）**
〔注釈／各シート共通〕

注１） 着眼点数とＡＢＣ区分

チェックした着眼点数の区分はＡ・Ｂ・Ｃの３区分として、以下に示す状況であることを表す。

Ａは、１つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが７０％以上についていることを示す。

Ｂは、１つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが２０％以上７０％未満についていることを示す。

Ｃは、１つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが２０％未満についていることを示す。

※ １つの小項目に含まれる項目数とチェックした数との関係

着眼点数 チェックした数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	...
０の場合	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
１項目の場合	A	B	B	B	B	C	C	C	C	C
２項目の場合		A	B	B	B	B	B	B	C	C
３項目の場合			A	A	B	B	B	B	B	B
４項目の場合				A	A	B	B	B	B	B
５項目の場合					A	A	A	B	B	B
６項目の場合						A	A	A	B	B
７項目の場合							A	A	A	A
８項目の場合								A	A	A
９項目の場合									A	A
：										A

チェックした着眼点数の区分は、用意された着眼点の内、いくつチェックがついたかということをし、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」の区分で表す意味があり、この区分により、サービスの良し悪しを判断するものではありません。

ですから、「Ａ」が多いからといって必ずしも良いサービスを行っているという結果に直結するものではなく、逆に「Ｃ」が多いからといってサービスレベルが低いということに直結するものでもありません。事業所によっては、着眼点にないような独自のサービスを実施しているといったことも十分あり得ます。

この共通サービス評価では、「Ａが多ければ一定のレベルには達していると推測することができる、という意味を表すものです。

注２） コメント欄への記載

「コメント」欄には、以下の事項について記載してください。

- ① 改善を要すると思われる点および改善案の有無等
- ② 施設・事業所等の性格上、「非該当」になる項目や着眼点がある場合は、その理由
(着眼点の中で非該当としたものがある場合は、何番目の着眼点が非該当であるかを明確に記入のこと。)
- ③ 施設・事業所独自のユニークなサービス、取り組みの有無等